

熊谷市緑化センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 感染防止のための基本的な考え方

(1) ひとりひとりの感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保（概ね2メートル）
- ②マスクの着用（咳エチケット）
- ③手洗い（手指消毒薬の使用も可）

(2) 3密の回避の徹底

- ①密閉空間の回避（1時間に1回は2つの窓ドアを同時に開ける）
- ②密集場所の回避（感染防止のための来場者数の制限）
- ③密接場面の回避（身体的距離の確保）

※ 施設管理者及び来館者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずる。

2 施設の利用再開における具体的な対策

(1) 総論

提言に基づく感染拡大防止策を徹底する。

施設の利用可能人数は、概ね2mの身体間隔をとれる人数まで制限する。

①リスク評価を行い対応ができないと判断された場合は、中止又は延期（貸館についても同様に、主催者に対し慎重な対応を求める）

②来館者の制限の実施

- ・ 体調不良（発熱症状、呼吸困難、強いだるさ、咽頭痛など）
- ・ 過去2週間以内に感染拡大地域へ訪問歴がある
- ・ 感染が疑われるものと濃厚接触がある
- ・ 施設の利用可能人数の制限

施設名	通常時の 座席数	概ね2mの身体間隔 をとれる人数
センターホール	—	20人
展示室	20人	7人
和室	12人	5人
研修室	80人	30人

③感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、連絡体制を整える。（施設利用届の提出、施設利用者名簿の作成と保管）

④高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

(2) 来館者の安全確保のために実施すること

①来館制限の実施

(発熱症状、呼吸困難、強いだるさ、咽頭痛、感染拡大地域へ訪問歴がない)

- ②来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿の作成をする。こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知する。
- ③咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底を促す。
- ④備品の貸出しについて、十分な消毒を行うとともに、できない場合は貸出しを行わない。(消毒薬の確保、清掃・消毒の実施)
- ⑤パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しない。

(3) 職員等の安全確保のために実施すること

①毎日の健康管理

- ②咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ③職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) イベント・展示会・講習会等の開催にあたって特に留意すること

- ①直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ②一度に利用する人数を制限し、人との間隔を概ね2メートル確保できるようにする。

施設名	通常時の座席数	概ね2mの身体間隔をとれる人数
センターホール	—	20人
展示室	20人	7人
和室	12人	5人
研修室	80人	30人

③感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・速やかに別室へ隔離
- ・対応する人は、マスクや手袋の着用等、適切な防護策を講じた上で対応する。
- ・感染者が発生した部屋の換気
- ・保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・感染者と接触した職員等及び来館者の名簿を作成する。(氏名及び緊急連絡先)
- ・症状が重篤な場合は、保健所と相談し、医療機関へ搬送する。

(5) 施設管理

①館内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施
- ・受付等の飛沫感染予防策として、アクリル板や透明カーテンの設置

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、作業後は必ず石けんと流水で手洗いを行う。
 - ・熱中症防止のための飲料を除き、飲食しない
- ②センターホール、展示室、和室、研修室
- ・テーブル、椅子等の配置を工夫する。(間隔を空ける)
 - ・常時換気を行う。
 - ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ③トイレ
- ・不特定多数が接触する場所(便座、ドアノブ、蛇口など)は、清拭消毒を行う。
 - ・洋式トイレでは、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④広報・周知
- ・職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
 - －社会的距離の確保の徹底
 - －咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底
 - －健康管理の徹底
 - －名簿作成及び公的機関へ情報提供の同意
 - －現場の対応方針の徹底

3 その他

施設の利用に際して、暑さ対策との関係について

(1) 密閉空間の解消と室温調節

- ①冷房中であっても、1時間に1回は2つの窓ドアを同時に開け換気する。
- ②室内での飲食は禁止だが、水分補給をこまめに行う。

緑化センターの利用については、高齢者等の感染した場合の重症化リスクに配慮して、より慎重に対応することとし、当面の間、下記の活動の自粛を求めるものとする。必要に応じて適宜見直し、段階的に規制解除を行う。

- ・調理、会食を伴う活動 (例) 料理教室、茶道
- ・飛沫拡散が避けられない活動 (例) 吹矢、吹奏楽、オカリナ、ハーモニカ
- ・身体接触を伴う活動 (例) 社交ダンス、フォークダンス、着付け

※上記に限らず、感染リスクが高いと思われる活動は、自粛を求める。

7月1日から活動が可能となるもの（身体的距離の確保及び感染防止対策徹底の上）

- ・飛沫感染防止のため、マスク又はフェイスシールド及びその他感染防止対策の実施を条件
(例) 朗読、民謡、詩吟、カラオケ、合唱、麻雀、囲碁、将棋
- ・マスクをしていてもできる程度の運動強度とすることを条件
(例) 体操、ヨガ、自彊術、太極拳、身体接触を伴わないダンス

※熱中症予防のため、マスクを一時的に外す時は発声を控え、他者との距離を2m以上とること。